

車両制限令違反に対する取り締まり

指導警告は恣意的か

累積点数によって協同組合の連帯責任にもなる、車両制限令上の取り締まり制度。今秋、ある協同組合に道路会社から、組合員の違反点数を知らせる「通知書」が10

送付されたものだった。関係者は、「これまでにも通知書が遅れるなどのトラブル続き。緊張感があるのか、道路会社には」「違反」をした結果の点数とはいえ、あて先

かねない、軸重の自動計測装置による取り締まりだ。同じものを同じように10年以上も輸送し、なぜ指摘が、このタイミングになったのか。前出の運送会社役員

道路会社と運送会社

感覚の違い如実に

通以上送付されてきた。よく見ると、本来別の組合事務局に送付されなければいけなかった書類。計算業務だけ受委託関係にある、この協同組合の事務局に、間違えて

を間違えるなどは情報の機密性の観点からあってはならないことだ。この数か月、そんな状況が散見されていた。そしてここに来て分かったのが、恣意的とも取られ

は、「制度への不満はある。しかし、制度そのものの正当性とは分けなければならぬ」と思っています。会社にとっての正義とは「弁明が通るのなら、どこにでも頭を下

送付先を間違え、道路会社の存在と、ハラにしまわねば成り立たない運送会社の存在。両者の感覚の違いがありすぎる。さて、そもそも、自動

計測装置で計る軸重は、素人考えでも「誤差」が大きすぎるのではという感覚がある。これについて車両制限令を所管する国交省道路局は、期日までに本紙に回答をしていない。

(1)の続き

従来と同様の通行を続ける。しかし、違反の指摘が多かった乗り口をはじめ、軸重違反の指摘を半年以上も受けていない。

条約説明しても違反課されては

事業者は、「SOLAS条約の説明もし、それで違反を課されては我々にはどうしようもない」。道路会社にも、そのような説明を再三にわたってやってきたという。

(注) 運送会社の特定を避けるため、違反日やトン数の小数点以下の数値、高速道路乗り口の名称の記載は避けました。